

種目		障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上 難病患者にあっては寝たきりの状態であると医師が証明した者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものの	８年	154,000円
	特殊マット	療育手帳Ａ判定（知能指数35以下）及び下肢又は体幹機能障害２級以上（常時介護を要する者に限る。） 難病患者にあっては寝たきりの状態であると医師が証明した者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	５年	19,600円
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害２級以上（常時介護及びじょくそう防止を要する者に限る。） 難病患者にあっては寝たきりの状態であると医師が証明した者	じょくそう防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	５年	100,000円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級以上（常時介護を要する者に限る。） 難病患者にあっては自力で排尿ができないと医師が証明した者	尿が自動的に吸収されるもので、障害者及び難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、入浴に家族等他人の介助を要する者で原則として３歳以上のもの 難病患者にあっては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で原則として３歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもので、障害者及び難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、下着交換等に家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上のもの 難病患者にあっては寝たきりの状態であると医師が証明した者	障害者及び難病患者又は介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上であって原則として３歳以上の者 難病患者にあっては下肢又は体幹機能に障害があると医師が証明した者	介護者が障害者及び難病患者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。）	４年	159,000円

	訓練い す	下肢又は体幹機能障害２級 以上であって原則として３ 歳以上の障害児 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明した者で原則とし て３歳以上の障害児	原則として附属のテーブルを つけるもの	５年	33,100円
	訓練用 ベッド	下肢又は体幹機能障害２級 以上の者 難病患者にあつては下肢又 は体幹機能に障害があると 医師が証明した者	腕又は脚の訓練ができる器具 を備えたもの	８年	159,200円
自立 生活 支援 用具	入浴補 助用具	下肢又は体幹機能障害であ って入浴に介助を要する者 難病患者にあつては入浴に 介助を要すると医師が証明 した者	入浴時の移動、座位の保持、浴 槽への入水等を補助するもの （設置に当たり住宅改修を伴 うものを除く。）	８年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害２級 以上 難病患者にあつては常時介 護を要すると医師が証明し た者	容易に使用し得るもの（手すり を取り付けることができるも の。ただし、取替えに当たり住 宅改修を伴うものを除く。）	８年	4,450円 （手すりを取 り付ける場合 は5,400円加 算）
	頭部保 護帽	療育手帳Ａ判定（知能指数35 以下）又は精神障害者であ って、てんかんの発作等により 頻繁に転倒するもの又は体 幹、下肢、平衡若しくは移動 機能障害で歩行困難若しく は歩行不安定により頻繁に 転倒するもの 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明する者	転倒の衝撃から頭部を保護で きるもの Ａ スポンジ・革製 Ｂ スポンジ・革・プラスチッ ク製	３年	Ａ 15,656円 Ｂ 37,852円 （レディメイ ドの場合は 80%の範囲内 の額）
	歩行補 助つえ （Ｔ字 状・棒 状のつ え）	下肢、体幹又は平衡若しくは 移動機能障害であって、片側 の使用のみで歩行を十分行 うことができる者 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明する者	手に持って歩行の補助となる 細長い棒で、材質は木材又は軽 金属とする。	３年	木材 2,266円 軽金属 3,090円 （一部夜光材 付は422円加 算、全面夜光材 付は1,236円加 算、外装にラッ カーを使用す る場合は267円 加算）
	移動・ 移乗支 援用具	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害者であって、家 庭内の移動等において介助 を必要とする３歳以上のも	おおむね次のような性能を有 する手すり、スロープ等である こと。 ア 障害者の身体機能の状態	８年	60,000円

	の 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明する者であつて家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者	を十分踏まえたものであつて、必要な強度及び安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）		
特殊便器	療育手帳A判定（知能指数35以下）であつて、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能障害2級以上の者 難病患者にあつては上肢機能に障害があると医師が証明した者	足踏みペダルで温水・温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200円
火災警報器	療育手帳A判定（知能指数35以下）又は身体障害者手帳2級以上若しくは精神障害者保健福祉手帳1級以上であつて、火災発生の感知若しくは避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 難病患者にあつては上記と同等の障害程度と医師が証明する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円 （1世帯につき3台を限度とする。ただし、住居の2階以上の階に寝室が無い場合は2台までとする。）
自動消火器	療育手帳A判定（知能指数35以下）又は身体障害者手帳2級以上若しくは精神障害者保健福祉手帳2級以上であつて、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 難病患者にあつては上記と同等の障害程度と医師が証明する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	療育手帳A判定（知能指数35以下）及び視覚障害2級以上であり18歳以上の者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明する者	知的障害者、視覚障害者及び難病患者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機	視覚障害2級以上であり原則として学齢児以上の者 難病患者にあつては上記と	視覚障害者及び難病患者が容易に使用できるもの	10年	7,000円

	用小型 送信機	同程度の障害を有すると医師が証明した者で原則として学齢児以上の者			
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で原則として３歳以上のもの 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて必要と認められる者で、原則として３歳以上のもの 難病患者にあつては呼吸器機能に障害があると医師が証明する者	容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて必要と認められる者で、原則として３歳以上のもの 難病患者にあつては呼吸器機能に障害があると医師が証明する者	容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上であり原則として学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明する者で原則とし	容易に使用できるもの	5年	9,000円

		て学齢児以上の者			
盲人体重計	視覚障害２級以上であり原則として学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有する者であり原則として学齢児以上の者	容易に使用できるもの	5 年	18,000円	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸機能障害３級以上又は同程度の身体障害で呼吸管理を要する者。 難病患者にあつては人工呼吸器の装着が必要として医師が証明した者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者及び難病患者が容易に使用し得るもの	6 年	157,500円	
発電機	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて必要と認められるもので、ネブライザー（吸入器）兼電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器又は人工呼吸器のいずれかを使用している者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	医療機器の性能を低下させないもの	10年	110,000円	
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて必要と認められるもので、人工呼吸器を使用しているもの 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	医療機器の性能を低下させないもの	5 年	100,000円	
外部バッテリー（ポータブル電源を含む。）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であつて必要と認められるもので、ネブライザー（吸入器）兼電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器のいずれかを使用しているもの 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	医療機器の性能を低下させないもの	5 年	50,000円	
情報・点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の者であつて必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すこと	6 年	383,500円	

意思疎通支援用具	レイ	難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	のできるもの		
	携帯用会話補助装置	音声機能障害者若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上のもの 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明したもので、原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年	98,800円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明したもので、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
	盲人用時計	視覚障害2級以上。ただし、音声式時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明したもので、原則として学齢児以上の者	容易に使用できるもの	10年	触読式時計 10,300円 音声式時計 13,300円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上であり、原則として学齢児以上の者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明したもので、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年	99,800円
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	障害者及び難病患者がパーソナルコンピューターを使用するに当たり必要となる周辺機器及びソフトウェア	4年	100,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者及び難病患者向け緊急信号を受信するもの	6年	88,900円
	聴覚障害者用	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であ	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等に	5年	71,000円

通信装置	って、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明したもので、原則として学齢児以上の者	より通信が可能なもの		
点字器	視覚障害者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	標準型 A 32マス18行 両面書真鍮板製	7 年	標準型 A 10,712円 標準型 B 6,798円 (価格は点筆を含む。)
		標準型 B 32マス18行 両面書プラスチック製		
		携帯用 A 32マス 4 行 片面書アルミニウム製	5 年	携帯用 A 7,416円 携帯用 B 1,699円 (価格は点筆を含む。)
		携帯用 B 32マス12行 片面書プラスチック製		
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上で、原則として就学若しくは就労している又は就労が見込まれる者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で、原則として就学若しくは就労している又は就労が見込まれる者	容易に使用できるもの	5 年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者 2 級以上であり、原則として学齢児以上の者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者で、原則として学齢児以上の者	(1) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもの (2) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	6 年	(1) 録音再生機 85,000円 (2) 再生専用機 35,000円
人工喉頭	音声機能喪失者(喉頭摘出が確認できる者) 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	笛式又は電動式であり、容易に使用し得るもの	笛式は 4 年 電動式は 5 年	笛式 5,150円 (気管カニューレ付きは 3,193円加算) 電動式 72,203円 (電池又は充電器を含む。)
人工内耳スピ	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けており、医療保	耳にかけたマイクから拾った音を電気信号に変え、内耳の電	5 年	350,000円

	一チブ ロセッ サー (付属 品を含 む)	陰の適用となる対外装置を 装用している者 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明した者で人工内耳 埋込手術を受けており、医療 保険の適用となる対外装置 を装用している者	極に無線で送るものであり、容 易に使用し得るもの		
排泄 管理 支援 用具	ストー マ装具	ストーマを造設したぼうこ う機能障害又は直腸機能障 害者 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明した者	ストーマを造設した者が便及 び尿を処理するもの (ストーマ装具(消化器系)、 ストーマ装具(尿路系)、皮膚 保護剤及び袋を身体に密着さ せるもの)	消耗品 のため なし	ストーマ装具 (消化器系) 8,858円/月 ストーマ装具 (尿路系) 11,639円/月 (価格は皮膚 保護剤、袋を身 体に密着させ るものを含 む。)
	紙おむ つ等	3歳以上の者で、次のいずれ かに該当する者 (1) ストーマの著しい変 形又はストーマ周辺の著し い皮膚のびらんのためスト ーマ装具を装着できない者 (2) 二分脊椎等先天性疾 患(先天性鎖肛を除く。)に 起因する神経障害による高 度の排尿機能障害又は高度 の排便機能障害のある者 (3) 先天性鎖肛に対する 肛門形成術に起因する高度 の排便機能障害のある者 (4) 6歳未満に発生した 脳性麻痺その他の脳原性運 動機能障害により排便・排尿 の意思表示が困難な者 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明した者	次のいずれかの物品とする。 A 紙おむつ B 脱脂綿、サラシ、ガーゼ C 洗腸装具	消耗品 のため なし	A 紙おむつ 12,000円/月 B 脱脂綿、サ ラシ、ガーゼ 12,000円/月 C 洗腸装具 17,716円/6 か月
	収尿器	下肢又は体幹機能障害で失 禁等排尿機能障害のある者 難病患者にあつては上記と 同程度の障害を有すると医 師が証明した者	男性用 ラテックス製又はゴム製で、 採尿器及び蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置をつける もの A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型	1年	男性用 A 7,931円 B 5,871円 女性用 A 8,755円

			耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製採尿袋導入ゴム管付きのもの（採尿袋20枚を1組とする。）		B 6,077円
住宅改善費	居宅生活動作補助用具	視覚又は下肢機能若しくは体幹機能による障害で、1級、2級又は3級に該当する者 難病患者にあつては上記と同程度の障害を有すると医師が証明した者	自ら居住する住宅の居室、便所等の使用の確保又はこれらの安全のために必要な設備の取付けに要するもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の変更 (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	当該住宅につき1回	300,000円。ただし、対象者が市町村民税（4月から6月までは前年度分の市町村民税）が課されていない世帯に属するときは、450,000円